

国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (組織)                      第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1)～(5) (略)                      (6) <u>総務部長</u></p> <p>2 (略)                      (事務)                      第8条 審査委員会に関する事務は、<u>総務部人事課</u>が行う。</p>	<p>本則                      (組織)                      第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1)～(5) (略)                      (6) <u>次長のうちから第6条に規定する委員長が指名する者 1人</u></p> <p>2 (略)                      (事務)                      第8条 審査委員会に関する事務は、<u>人事課</u>が行う。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。